

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八号(十)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号(十三)中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に改め、同号(十四)中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同号(十五)中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同号中(七十二)を(七十八)とし、(五十九)から(七十一)までを(六十五)から(七十七)までとし、同号(五十八)中「第二十条第三号本文」を「第二十条第三号」に改め、同号中(五十八)を(六十四)とし、(四十九)から(五十七)までを(五十五)から(六十三)までとし、同号(四十八)中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同号中(四十八)を(五十四)とし、(三十四)から(四十七)までを(四十)から(五十三)までとし、同号(三十三)中「同項ただし書」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中(三十三)を(三十九)とし、(二十七)から(三十二)までを(二十三)から(二十八)までとし、同号(二十六)中「第二十六条第一項本文」を「第二十六条第一項」に改め、同号(二十六)を同号(三十二)とし、同号(二十五)中「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に改め、同号(二十五)を同号(三十一)とし、同号(二十四)中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号中(二十四)を(二十九)とし、(二十九)の次に次のように加える。

(三十) 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収又は立入検査

第八号(二十三)中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号(二十三)を同号(二十八)とし、同号(二十二)中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号中(二十二)を(二十七)とし、(二十一)を(二十五)とし、(二十五)の次に次のように加える。

(二十六) 法第二十五条第一項の規定による指導又は助言

第八号(二十)を同号(二十四)とし、同号(十九)中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号(十九)を同号(二十三)とし、同号(十八)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中(十八)を(十九)とし、(十九)の次に次のように加える。

(二十) 法第二十四条の二第一項の規定による勧告

- 〔二十一〕 法第二十四条の二第二項の規定による命令
- 〔二十二〕 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収又は立入検査
- 第八号〔十七〕中「第二十三条第三項（法第二十四条の四）」を「第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項）」に改め、同号中〔十七〕を〔十八〕とし、〔十六〕の次に次のように加える。
- 〔十七〕 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。